

附属養護学校における介護等体験の実践

附属養護学校 田中龍彦

平成10年度から「介護等体験特例法（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律）」が実施されて5年目となった。概括する。

I 介護等体験の意義と関係法令

1 介護等体験の法的根拠

この法律は「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の特例等を定めるものとする。」と示されている。義務教育諸学校の教員となるための必須要件である。

これを受けて、長崎県教育委員会は介護等体験の証明書を受けていない学生に対する教職員免許状発行を行わず、また採用試験受験資格を認めず採用も行わないこととしている。

長崎大学教育学部では教育実地研究指導の一環に位置づけ、法令上の免除対象者（身体障害のある学生及び養護学校教諭1種・2種免の学生）も含め学校教員養成課程の学生全員に必須科目とした。

2 介護等体験の基準

義務教育諸学校教員となる者は7日間以上の介護等体験を行うこととし、原則として盲・聾・養護学校で2日間（長崎大学では4日間）、社会福祉施設等で5日間（長崎大学では3日間）が義務づけられている。なお関係施設等が円滑な推進を図るために、都道府県社会福祉協議会がコーディネート機関として位置づけられている。

3 介護等体験の受け止め

○ 個人の尊厳に関する認識を深める

障害がどのような状態（種類や程度）であっても、個人はそれぞれにかけがえのない存在である。障害を克服して生きる人たちの生き様等を知ることによって、生命の尊厳を理解し、一人一人が個性をもった存在として尊重されねばならないという認識を深める。

○ 社会連帯の理念に関する認識を深める

人は身体、能力、障害や地域、文化、経済等の理由によって偏見や差別を受けることなく、社会を構成する不可欠な一員として尊重されねばならない。障害者は生涯に亘り社会の人々の理解と協力を必要とする。健常者も病気や事故で障害者になる可能性がある。介護等体験を通じて障害を自分のこととして受け止めると共に、障害者や老人等社会的弱者に対する理解協力者としての意識を育む必要がある。老人保健施設や障害者施設、盲・聾・養護学校等を利用し特別な介護や援助を受けている人々への正しい理解と認識がノーマライゼーション社会実現には必要であり、その一翼を担う人材育成につなげたい。

○ 障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる

障害者や老人は日常の生活に支障を生じることが多い。介護や介助を通して相手の立場

になって人に接することの大切さを知ることを目指す。介護を受ける側とサービスを提供する側が対等の関係であり、共に学び合う関係にあることの認識を深める。また、様々な交流活動を通じて、人としての対等の信頼感と尊敬の念を体得させることを目指す。

○ 教職に就く者に有用な介護等体験である

生きる力の育成や心の教育の必要性が強調される現代の教育現場において、教師を目指す学生がより良き人間的資質を高めることを目指すものである。本校は積極的に外部に向かって学校開放を行ってきたが、本法令実施までは、養護学校教員免許状を取得する学生以外には理解啓発の手だてがなかった。介護等体験特例法の施行は理解推進にとって極めて喜ばしいことであり、また学校現場における生活指導や学習指導等面で教師の資質向上に寄与するものと考えている。

II 介護等体験の位置づけ

介護等体験特例法に基づき下表のように位置づけている。

1 「介護等体験」を組み込んだ養護学校としての教育実地研究等への対応

	教育実地研究						
	障害児教育論	参加観察実習 I		参加観察 実習 II	事前指導 (総論)	教育実習 (副免)	事後指導
		I A	I B				
学年	1年	1年後期	2年前期	2年	3年	4年	
時間	8コマ(16時間)	4日		2日	13コマ	4週間 (2週間)	8時間

○ 障害児教育論

上記の表に示す通り附属養護学校で介護等体験(参加観察実習 I A・I B)を行う前に講義「障害児教育論」を1年生を2班にに分け4回ずつ計8回実施している。

障害児者及び障害児教育等に関する知識、参加態度のあり方等について理解を求めることは小学校や中学校教育に従事する者の資質向上、さらには社会人としての生き方に大きな効果を生むと考える。

対象が教育学部入学後間もない1年生であること、介護等体験特例法では免除されている養護学校教員免許状取得希望者等に考慮して、計8回の講義を全て入門期の指導内容に位置づけ、障害児教育全般を取り扱う内容にしている。なお最終回には介護等体験のための具体的なオリエンテーションを行う。

○ 参加観察実習 I A及び I B (介護等体験)

1年後期2日(参加観察実習 I A)、2年前期2日(参加観察実習 I B)の計4日間実施され、学部教官が引率する。各教科研究室や教育総合実践センター教官で分担する。

1学年約200名を4回、計約800名を受け入れるが、本校の規模(9学級、定員60名)に即したものとするため、学部の複数の教科等を中心に50名程度を1回の人数として受け入れる。延べ合計回数は、15回前後となる。介護の内容は「観察体験」、「ふれあい体験」、「教育環境整備体験」の3分野で構成している。

III 介護等体験の実施内容

1 障害児教育論の指導内容

講義では障害者全般についての内容を含み、またノーマリゼーション社会における障害者を取り巻く人々のあるべき姿についても述べる。教職以外を目指す学生も多いことから、

企業等の所属集団内における人間関係の持ち方につながる内容も盛り込んでいる。

講義内容は「介護等体験」、「障害者と教育」、「各種の障害児教育」、「附属養護学校教育」、「障害者への接し方（オリエンテーション）」の5分野で構成している。

○介護等体験

介護等体験特例法成立の経緯と趣旨

障害者観

差別の構図

○障害者と障害児教育

障害の種類・程度

障害の特性と発達

障害児教育の歴史、仕組み

各障害児教育の概要

○障害者の社会参加と自立

卒業後における社会参加・自立

新しい自立観と支援

ノーマリゼーション社会

○附属養護学校教育と知的障害児教育

附属養護学校教育の概要

子ども観

学校・課程・社会の連携

○障害者への接し方（オリエンテーション）

参加観察実習 I A・1 B の概要

心構えと留意点

証明書の発行

2 参加観察実習 I A 及び I B の実施内容

学部1年生時に行う障害児教育論で学生に尋ねると、家族親族の中で障害者や病人と生活を共にしている者が例年若干名存在する。一方、例えば特殊学級のある小学校・中学校等に在籍していたとしても障害者との直接のふれあい体験を持たない者が非常に多い。そのような学生にとって附属養護学校における障害児との出会いの機会は貴重な経験となる。以下の内容を用意している。

○観察体験

教育実習の手引によれば、観察（Observation）研究は、「教育という具体的な人間関係を、それが行われている場との関連において研究する一つの実証的研究方法である。本来、外から観るという立場であって、場の中に自ら入り込んで教育条件を変えるという働きかけは含んでいない。」と記されている。このことを学生に十分説明し理解を求めている。学生は子供と直接接することだけを介護の体験であるとする傾向が強く観察研究の視点を見落としがちになるからである。

様々な学習場面を通して行う。教科や生活単元学習、日常生活指導、作業学習等の場面で子どもの学習と教師の指導、或いは教材や教育環境等に視点を持って観察させることを通して理解推進を図る。

○ふれあい体験

教育実習の手引によれば、参加（Partisifasion）研究は、「自ら場の中に入り込んで、質問をしたり作業を課したりして行う観察や調査である。つまり、一定の条件を与えた観察研究であって、研究者の“介入”と“作動”がある。学生が実習に入る事前研究としての指導教官による授業実演の参観などは、そのために企画されたものとして、純粹の観察ではなくむしろ“参加”に属する。参加は教育研究の方法であると同時に、より多くの実習の事前活動である。」と示されている。

また、実習（Practice Teaching）研究は、「“自ら教えて自分を見る”という種類の研究であって、純然たる指導関係である。対象（自己、教育）を外から実証的に研究するというのではなく、自分がいかにあるか、またあるべきかを“省察”する実践的研究である。」と説明されている。

ふれあい体験を上記の参加と実習を合わせた研究として捉え種々の活動を用意している。学生が子どもの中に入り直接ふれあうことで障害を知り、接し方や介護のあり方を理解させることを目指している。休み時間や給食時間、ゲーム等の場面がある。

○教育環境整備体験活動

教師には教室や校舎を含めた教育環境整備も大きな業務内容として位置づけられる。校舎内の清掃作業、窓拭き、校舎外の除草作業、山部の灌木伐採、農園の耕作、堆肥作り、プール清掃、等を体験させる。

この教育環境整備は福祉施設等で介護等体験を行う際に共通する活動である。学生は子供たちとの直接的なふれあい活動を期待している傾向が強いためこの活動に当初は戸惑うが、汗を流し自己の作業成果を確かめることで間接的な教育活動の重要性に気づく。

IV 介護等体験の実施上の問題点と課題

1 時期等

○ 平日に実施することが原則である。ただし、長期休業中や休業日でも学校行事を実施すればは可能である。本年度から完全週休5日制となり、土曜日設定が難しくなった。

○ 参加観察実習 I A・1 Bは大学における全学教育の一環であるため、実施曜日が限定されるため特定曜日の授業に支障を生じる場合がある。時間割調整が欠かせない。

2 受け入れ可能な人数

○ 1年後期2回、2年前期2回で年間4回受け入れるが、約200名の学生全員を4回とも同一期日に実施することは学校規模の面で不可能である。1学級定員が少ない（小学部・中学部は6名、高等部は8名、全校9学級）こと、教室の基準面積が狭いこと、児童生徒の学習能力や情緒面に障害があり慎重な環境操作を含めた指導が必要であることなどの理由による。ただし、教育環境整備活動のように子供から離れて活動する場合には多数の学生の受入も可能である。

3 社会福祉施設等での介護等体験への影響

○ 介護等体験特例法では介護等体験の日数を7日間以上としており、これを受け全国盲・聾・養護学校長会は盲・聾・養護学校で2日、福祉施設や老人保健施設等で5日と定めている。長崎大学のカリキュラムでは附属養護学校で4日実施し、社会福祉施設等で3日（内訳は県社協主催行事に1日、社会福祉施設で2日）としている。

長崎県社会福祉協議会（社会福祉機関・国公立大学間をコーディネートする）は、本大

学が社会福祉施設等に委ねる3日間の介護等体験について、日数が短いという指摘を福祉施設関係者から受けたと述べている。受け入れ側にとって老人福祉や障害者福祉を理解するためには時間不足であるという意見である。大学としては県社会福祉協議会等の関係者による講義（ボランティア論）を組み込むなど工夫しているが、直接的体験としての福祉機関における介護等体験の機会は少ないと言えよう。

4 学生の学習態度

○ 障害児教育論において

4回の講義で学生の学習態度は大きく変化する。大学合格直後4月中旬に1回目の講義を行うが、学生の中に学習態度が著しく乱れている事例を目にする。これは受験生活からの解放感によるものであったり、介護等体験の意義を知らないまま受講したりする結果であろうと考えられ、当初は戸惑いと消極的姿勢を見せる者もいるが、法令の趣旨を説明し課題意識を高めることで受講態度が変化してくる。特に、教員養成課程に在籍する者の必須要件であることを確実に理解させ、資格要件を欠くことのないよう働きかけている。授業のサボタージュはない。

○ 参加観察実習ⅠA・ⅠBについて

児童生徒と接する際には先輩としてまたモデルとして意識するよう働きかけている。当初は「なぜ茶髪やピアス等の装飾品がだめか。カジュアルな服装が許されないのか。」という疑問も出るが、本校生徒は卒業後に立派な社会人になることを目指しており、そのためモデルとして服装や姿勢、態度を学生に求めていることを説明すると理解する。来校に当たっては身なり、挨拶、言葉遣い、態度等に気配りする姿が見受けられる。

附属養護学校で適切な態度形成を図ることによって、福祉施設等の介護等体験の場面で誤解を招く行動がないようにしておきたい。

5 単位・証明書と介護等体験の免除者について

これまでに事例はないが、養護学校教諭免許状取得予定者、身体障害者については介護体験特例法における免除対象者であり、教員免許状の発行や教員採用試験における有資格者と定められている。したがって、万一、このような学生が正当な理由により参加観察実習ⅠA・ⅠBを受けなかった場合でも証明書は発行されるべきものであり法令上の問題にはならない。事例が発生した場合には対応すべきであろう。

6 用語の解釈について

観察（Observation）、参加（Participation）、実習（Practice Teaching）の3つの概念は研究のあり方としてそれぞれに意味を持つ。

ところで、教育実地研究科目のうち4年時の教育実習はこの視点が最も明確である。また2年時に行う参加観察実習Ⅱは従前の観察参加と呼称していたものであり、いずれも養護学校教員免許取得学生を対象としており、学生の課題意識は高い。

一方、1年後期と2年前期に行われる参加観察実習ⅠA・ⅠBは教員養成課程全員を対象とするため課題意識に個人間差が大きい。養護学校では観察活動（観察）、ふれあい活動（参加）、教育環境整備活動（実習）の3つの活動体験を用意しており、学生に研究的視点で取り組むことを強く求め、義務的な姿勢で終始することのないよう配慮している。

介護体験特例法の趣旨の徹底が共生社会の実現につながることを期待している。